

表 1 3

施設入所児童等の措置解除の理由

(単位：件)

児 相 別	解除理由 施設種類	家 引	庭 取	普 通 養 子 縁 組	特 別 養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	措 置 変 更	そ の 他	計
中 央 児 相	里 親	3			4	1				1	3	12
	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	2									2	4
	乳 児 院	1								4	1	6
	児 童 養 護 施 設	6							1	4	11	22
	児 童 心 理 治 療 施 設	4								1		5
	児 童 自 立 支 援 施 設	2								1	3	6
	福祉型障害児入所施設	1								1	4	6
	医療型障害児入所施設											
	指定発達支援医療機関											
	自 立 援 助 ホ ー ム										8	8
	計	19			4	1			1	12	32	69
北 部 児 相	里 親				1					3		4
	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム											
	乳 児 院	1								2		3
	児 童 養 護 施 設	1							4		1	6
	児 童 心 理 治 療 施 設									1		1
	児 童 自 立 支 援 施 設	1										1
	福祉型障害児入所施設										1	1
	医療型障害児入所施設											
	指定発達支援医療機関											
	自 立 援 助 ホ ー ム	1				1						2
	計	4			1	1			4	6	2	18
西 部 児 相	里 親	1			1					4	1	7
	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム				1					1		2
	乳 児 院	2								2		6
	児 童 養 護 施 設	9				2			3	1	4	19
	児 童 心 理 治 療 施 設											
	児 童 自 立 支 援 施 設	3								2	1	6
	福祉型障害児入所施設									2	1	3
	医療型障害児入所施設											
	指定発達支援医療機関											
	自 立 援 助 ホ ー ム											
	計	15			2	2			3	12	7	43
東 部 児 相	里 親	6			1	2			2	2	1	14
	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム								1	1		2
	乳 児 院	2								2		4
	児 童 養 護 施 設	8				2				3	2	15
	児 童 心 理 治 療 施 設	1										1
	児 童 自 立 支 援 施 設	3								2		5
	福祉型障害児入所施設	3								2	1	6
	医療型障害児入所施設									1		1
	指定発達支援医療機関											
	自 立 援 助 ホ ー ム	3							1		1	5
	計	26			1	4			4	13	5	53
合 計		64			8	8			12	43	46	183

表 1 4

里 親 及 び 委 託 児 童 の 状 況

(単位：人)

児 相 別	郡 市 別	R5年度末現在				増 (R6年度中)				減 (R6年度中)				R6年度末現在			
		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童	
				男	女			男	女			男	女			男	女
中 央 児 相	前 橋 市	49	17	9	17	12	8	4	6		6	5	4	61	19	8	19
	伊勢崎市	18	8	5	5	1	3	1	2	1	3	3	1	18	8	3	6
	佐 波 郡	4												4			
	県 外																
	計	71	25	14	22	13	11	5	8	1	9	8	5	83	27	11	25
北 部 児 相	沼 田 市	2	2	1	1			1	1					2	2	2	2
	渋 川 市	6	1	1										6	1	1	
	北群馬郡	9	3	2	1	1					2	2		10	1		1
	吾 妻 郡	4	2	1	1									4	2	1	1
	利 根 郡	2	2	1	2						1		1	2	1	1	1
	県 外																
	計	23	10	6	5	1		1	1		3	2	1	24	7	5	5
西 部 児 相	高 崎 市	37	11	6	8	9	4	2	3		3	2	3	46	12	6	8
	藤 岡 市	5				1	3	2	1		1	1		6	2	1	1
	富 岡 市	6												6			
	安 中 市	2												2			
	多 野 郡																
	甘 楽 郡																
	県 外																
	計	50	11	6	8	10	7	4	4		4	3	3	60	14	7	9
東 部 児 相	桐 生 市	14	8	8	4	2		1			2	2	1	16	6	7	3
	太 田 市	30	18	11	9	2	2	3	2		4	2	3	32	16	12	8
	館 林 市	7	2	3	2		1	1				2		7	3	2	2
	みどり市	4												4			
	邑 楽 郡	5	3	2	3	1	1		2		2	2	2	6	2		3
	県 外																
	計	60	31	24	18	5	4	5	4		8	8	6	65	27	21	16
合 計		204	77	50	53	29	22	15	17	1	24	21	15	232	75	44	55

(注) 令和 7 年 3 月 3 1 日現在の市町村

表 1 5

年齢別在宅重症心身障害児（者）数（令和 6 年度末現在）

（単位：実人数）

児 相 別	年 齢 別 郡 市 別	0 ～ 1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	計
中 央 児 相	前橋市	1		2	2		3	3	2	1	1	3	1		6	1	1	2	54	83
	伊勢崎市		1	1	1	3	3	5	4			1	2	3	1	1	1	4	39	70
	佐波郡																		4	4
	計	1	1	3	3	3	6	8	6	1	1	4	3	3	7	2	2	6	97	157
北 部 児 相	沼田市									1								1	3	5
	渋川市			1	1							1						1	10	14
	北群馬郡					1		1			1			1				1	6	11
	吾妻郡					1		1						1					4	7
	利根郡											1							1	2
	計			1	1	2		2		1	1	2		2				3	24	39
西 部 児 相	高崎市		2	3	2	6	3	4	5	3	3		6	7	4	3	4	4	48	107
	藤岡市									2					1				12	15
	富岡市				1			1		1		1	1				1		3	9
	安中市										1		1	1		1			4	8
	多野郡																			
	甘楽郡													1					6	7
	計		2	3	3	6	3	5	5	6	4	1	8	9	5	4	5	4	73	146
東 部 児 相	桐生市			1	1		3	2	1	3		1		1		1			19	33
	太田市			1	1		1	2	2	1	3	2	1	1	3	3	2	3	47	73
	館林市						1				1			1	1				7	11
	みどり市		1	1		1	1			1		1	1	1		2			8	18
	邑楽郡						1			1		1	1	1			1	3	11	20
	計		1	3	2	1	7	4	3	6	4	5	3	5	4	6	3	6	92	155
合計		1	4	10	9	12	16	19	14	14	10	12	14	19	16	12	10	19	286	497

（注）令和 7 年 3 月 3 1 日現在の市町村

表 1 6

措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導 (単位: 件)

	児童福祉施設		里 親		指定発達支援医療機関	
	停止	調査・診断・指導	停止	調査・診断・指導	停止	調査・診断・指導
中央児相	26	13,486	3	3,903		16
北部児相	6	313		33		
西部児相	9	4,931	3	1,520		
東部児相	12	5,980	6	1,971		32
計	53	24,710	12	7,427		48

表 1 7

郡 市 別 一 時 保 護 児 童 数 (単位: 人)

児相別	年度		R2		R3		R4		R5		R6		中央	東部
	郡市別													
中央児相	前橋市	(18) 98	(32) 87	(22) 87	(26) 96	(40) 88	84	4						
	伊勢崎市	(24) 53	(13) 46	(20) 97	(26) 85	(25) 104	99	5						
	佐波郡	(2) 5	(3) 6	(2) 2	(7) 14	(6) 8	8							
	沼田市	(1) 13	(1) 14	(3) 15										
	渋川市	(12) 32	(7) 25	(11) 30										
	北群馬郡	(4) 9	(1) 7	(3) 2										
	吾妻郡	(4) 6	(2) 3	(6) 12										
	利根郡	3	(1) 1	(2) 9										
	管外	(2) 1	(1) 3	3	(5) 7	(6) 18	16	2						
	県外	(1) 2	(1) 2	2	(2) 4	(2) 4	4							
	計	(68) 222	(62) 194	(69) 259	(66) 206	(79) 222	211	11						
北部児相	沼田市				(3) 15	(3) 7	7							
	渋川市				(9) 28	(5) 26	25	1						
	北群馬郡				(3) 22	(4) 14	11	3						
	吾妻郡				(4) 5	6	6							
	利根郡				(1) 7	3	3							
	管外													
	県外					4	4							
		計				(20) 77	(12) 60	56	4					
西部児相	高崎市	(27) 95	(42) 117	(32) 135	(31) 142	(42) 161	138	23						
	藤岡市	(6) 15	(5) 25	(14) 26	(1) 21	(15) 32	26	6						
	富岡市	2	(2) 10	(1) 4	(1) 5	(6) 8	6	2						
	安中市	(3) 14	(2) 13	(2) 7	2	(8) 5	5							
	多野郡		1											
	甘楽郡	2												
	管外	3		6	(2) 9	(1) 2	2							
	県外	5	3	7	(1) 3	5	5							
	計	(36) 136	(51) 169	(49) 185	(36) 182	(72) 213	182	31						
東部児相	桐生市	(3) 33	(3) 40	(8) 53	(8) 21	(9) 39	1	38						
	太田市	(19) 123	(15) 111	(33) 137	(17) 104	(26) 125	8	117						
	館林市	(4) 25	(4) 28	(10) 24	(15) 23	(7) 19	1	18						
	みどり市	23	(2) 29	(3) 20	10	(1) 21		21						
	邑楽郡	(3) 25	(2) 23	(4) 26	(21) 65	(23) 56	2	54						
	管外		2	(1) 2	1	2		2						
	県外		1	(10) 10	(3) 5	(3) 3		3						
		計	(29) 229	(26) 234	(69) 272	(64) 229	(69) 265	12	253					
合計		(133) 587	(139) 597	(187) 716	(186) 694	(232) 760	461	299						

(注) ① () 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

③中央・東部の計は重複してカウントしているため、R5の合計と一致しないことがある

④北部はR5年度に開所したため、R4年度以前は北部支所として中央に含む

表 18

一 時 保 護 児 童 相 談 別 援 助 状 況

(単位：件)

区分 児相別			繰前 年 越 度	里親委託	児童福祉 施設入所	他の児童相談所 ・機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	合 計	繰次 年 越 度
中 央 児 相	養 護	児童虐待	(3)	(2) 2	(4)	(2) 2		(10) 57	(4) 9	(22) 70	(4) 6
		その他	(3) 3	(6) 2	(10) 5	(8) 9		(17) 59	(10) 6	(51) 81	(2) 2
	障 害	知的障害									
		発達障害									
		その他									
	非 行	ぐ犯	1		(3) 11	(1) 1		29	(1) 6	(5) 47	2
		触法									1
	育 成	不登校									
		性格行動	1		1			20	1	22	1
		その他									
	保健・その他				1				(1) 1	(1) 2	
	計		(6) 5	(8) 4	(17) 18	(11) 12		(27) 165	(16) 23	(79) 222	(6) 12
北 部 児 相	養 護	児童虐待	(1) 1	1	(2) 1	4		(2) 26		(4) 32	(3) 5
		その他	(1)		(1)	(2)		(4) 11	1	(7) 12	(3) 5
	障 害	知的障害									
		発達障害									
		その他									
	非 行	ぐ犯			3		(1)	8	1	(1) 12	
		触法			1	1				2	
	育 成	不登校									
		性格行動						2		2	1
		その他									
	保健・その他										
	計		(2) 1	1	(3) 5	(2) 5	(1)	(6) 47	2	(12) 60	(6) 11

(注) ① () 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

一 時 保 護 児 童 相 談 別 援 助 状 況

(単位：件)

区分 児相別			繰前 年 越 度	里親委託	児童福祉 施設入所	他の児童相談所 ・機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	合 計	繰次 年 越 度
西 部 児 相	養 護	児童虐待	(6) 6	(1)	(5) 3	1		(8) 52	(8) 7	(22) 63	(4) 5
		その他	(3) 5	(5) 1	(9) 5			(14) 58	(11) 12	(39) 76	(8) 4
	障 害	知的障害									
		発達障害									
		その他									
	非 行	ぐ犯			1	1		(1) 31	(4) 5	(5) 38	1
		触法			2			6	3	11	
	育 成	不登校									
		性格行動	2		(2) 1	(1) 1		(3) 15	8	(6) 25	(2) 2
		その他									
	保健・その他										
	計		(9) 13	(6) 1	(16) 12	(1) 3		(26) 162	(23) 35	(72) 213	(14) 12
東 部 児 相	養 護	児童虐待	(1) 4	(1) 2	(2) 2	(4) 2		(9) 73	(2) 7	(18) 86	(2) 2
		その他	(2) 6	4	(7) 14	(1) 6		(25) 80	(9) 16	(42) 120	(6) 14
	障 害	知的障害									
		発達障害									
		その他									
	非 行	ぐ犯	3	1	(2) 3	4		(2) 27	(1) 4	(5) 39	2
		触法	(1)					2	(1)	(1) 2	
	育 成	不登校									
		性格行動		(1) 1	2	1		(2) 13	1	(3) 18	4
		その他									
	保健・その他										1
	計		(4) 13	(2) 8	(11) 21	(5) 13		(38) 195	(13) 28	(69) 265	(8) 23
合 計			(21) 32	(16) 14	(47) 56	(19) 33	(1)	(97) 569	(52) 88	(232) 760	(34) 58
構成比(%)				(6.9) 1.8	(20.3) 7.4	(8.2) 4.3	(0.4)	(41.8) 74.9	(22.4) 11.6	(100.0) 100.0	

(注) ① () 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 19

一時保護児童性別年齢別状況

(単位：人)

年齢	児相別 性別	中央児相		北部児相		西部児相		東部児相		合 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0 歳		(28)	(6)	(9)		(5)	(12)	(8)	(8)	(50)	(26)	(76)
1 歳		(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(6)	(3)	(1)	(8)	(11)	(19)
2 歳		2	5 (6)	1		1 (2)	2 (2)	2 (3)	2 (4)	6 (5)	9 (12)	15 (17)
3 歳		6 (3)	1	3		5	3 (2)	2 (1)	4 (5)	16 (4)	8 (7)	24 (11)
4 歳		7 (1)	2	2		1	5 (2)	2	8 (2)	12 (1)	15 (4)	27 (5)
5 歳		6 (1)	6 (3)	1		8 (1)	2 (1)	3 (1)	3 (1)	18 (3)	11 (5)	29 (8)
6 歳		5	3 (2)	1	2	1 (5)	4 (1)	8	5	15 (5)	14 (3)	29 (8)
7 歳		7	3 (2)	3	2	5 (1)		3	8	18 (1)	13 (2)	31 (3)
8 歳		4	6	1	1	1 (4)	8	10 (3)	4	16 (7)	19	35 (7)
9 歳		5 (1)	5 (5)	3	1	4 (6)	7 (1)	12 (2)	8	24 (9)	21 (6)	45 (15)
10歳		8	6	2	3	5 (1)	6 (1)	8 (1)	2	23 (2)	17 (1)	40 (3)
11歳		8	5 (1)	3 (1)	3	5 (4)	8 (1)	16	6 (1)	32 (5)	22 (3)	54 (8)
12歳		4 (1)	16	2	4	9 (3)	4	17	6	32 (4)	30	62 (4)
13歳		18 (1)	9	2	1	18	10	20 (3)	3	58 (4)	23	81 (4)
14歳		15 (1)	20	1	2	15 (2)	10 (1)	5 (1)	22 (1)	36 (4)	54 (2)	90 (6)
15歳		11 (4)	3 (1)	3	3	7 (1)	13 (1)	8	20 (3)	29 (5)	39 (5)	68 (10)
16歳		6 (3)	3 (2)	1	7	19	8 (4)	8 (4)	17 (3)	34 (7)	35 (9)	69 (16)
17歳		3	13 (1)	1	1	10	9	8 (2)	15 (8)	22 (2)	38 (9)	60 (11)
18歳以上			1 (1)								1 (1)	1 (1)
合 計		115 (46)	107 (33)	30 (11)	30 (1)	114 (37)	99 (35)	132 (32)	133 (37)	391 (126)	369 (106)	760 (232)

(注) ① () 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 0

一 時 保 護 児 童 在 所 日 数

(単位：人)

(表20-1) 児相別

日数 児相別	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上	計	1人当たり 平均(日)
中央児相	(22) 64	(8) 42	(13) 22	(5) 15	(4) 11	(2) 11	(4) 3	(5) 9	(1) 6			(15) 31	(79) 222	(26.9) 24.0
北部児相		(3) 6	(1) 10		(1) 12			(1) 2		(2) 2		(4) 3	(12) 60	(53.7) 22.2
西部児相	(18) 59	(9) 24	(9) 34	(4) 12	(2) 8	(5) 12	(4) 9	(1) 3		(2) 9	(1) 5	(17) 38	(72) 213	(45.9) 30.7
東部児相	(16) 80	(13) 39	(5) 25	(5) 19	(4) 14	(5) 20	(2) 5	(5) 4	(1) 4			(13) 41	(69) 265	(29.9) 25.7
計	(56) 209	(33) 115	(28) 91	(14) 54	(11) 45	(12) 45	(10) 22	(12) 18	(2) 12	(4) 21	(1) 15	(49) 113	(232) 760	
構成比(%)	(24.1) 27.5	(14.2) 15.1	(12.1) 12.0	(6.0) 7.1	(4.7) 5.9	(5.2) 5.9	(4.3) 2.9	(5.2) 2.4	(0.9) 1.6	(1.7) 2.8	(0.4) 2.0	(21.1) 14.9	(100.0) 100.0	

(注) ① () 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

② 前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

(表20-2) 相談種別

(全 県)

相談種別	日数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上	計	1人当たり 平均(日)
養 護	児童虐待	(12) 38	(13) 29	(8) 34	(1) 17	(3) 18	(5) 30	(4) 12	(2) 7	(1) 2	(1) 6	(1) 7	(17) 49	(68) 249	(47.3) 32.1
	その他	(35) 100	(15) 44	(19) 31	(12) 18	(4) 13	(6) 7	(6) 6	(10) 7	(3) 6	(11) 11		(27) 40	(137) 291	(32.8) 26.4
障 害	知的障害														
	発達障害														
	その他														
非 行	ぐ 犯	(4) 51	(2) 29		(1) 9	(4) 7	(1) 4		(1) 3		2	4	(4) 17	(16) 136	(33.0) 20.4
	触 法			(1) 3									3	(1) 16	(15.0) 19.2
育 成	不登校														
	性格行動	(4) 15	(3) 11			9	5	4	1	1	1		(1) 4	(9) 66	(22) 18.2
	その他														
保健・その他		(1) 1												(1) 2	(2) 24.0
計		(56) 209	(33) 115	(28) 91	(14) 56	(11) 43	(12) 45	(10) 22	(12) 18	(2) 11	(4) 22	(1) 15	(49) 113	(232) 760	(36.5) 24.6

(注) ① () 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

② 前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

〔表20-2〕相 談 種 別														中央児相	
相談種別	日数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上	計	1人当たり平均 (日)
養護	児童虐待	(6) 16	(1) 10	(3) 5	(1) 3	(1) 6	7	(4) 2	4	(1) 1	1	2	(5) 13	(22) 70	(29.3) 27.7
	そ の 他	(13) 31	(5) 14	(10) 7	(4) 5	(3) 1	(2) 1	(5) 3	3	3	3	2	(9) 11	(51) 81	26.4 25.3
心身障害	知的障害														
	発達障害														
非行	そ の 他														
	ぐ 犯	(2) 13	(2) 12	5	4	3	1	1		2			(1) 6	(5) 47	27.0 19.9
育成	触 法														
	不 登 校														
	性格行動	4	5	5	3	1	2		1				1	22	16.5
保健・その他	そ の 他														
		(1)	1						1					(1) 2	2.0 24.0
計		(22) 64	(8) 42	(13) 22	(5) 15	(4) 11	(2) 11	(4) 3	(5) 9	(1) 6	4	4	(15) 31	(79) 222	(26.9) 24.0

														北部児相	
相談種別	日数	1 ～ 5	6 ～ 10	11 ～ 15	16 ～ 20	21 ～ 25	26 ～ 30	31 ～ 35	36 ～ 40	41 ～ 45	46 ～ 50	51 ～ 55	56 以上	計	1人当たり平均 (日)
養 護	児童虐待	1	(3) 2	6	5	(1) 5	2	5	1		(1)		(1) 3	(6) 30	(58.3) 28.6
	そ の 他	2	3	3	1	4			(1)	1	(1)		(2)	(5) 14	45.4 15.6
心 身 障 害	知的障害														
	発達障害														
	そ の 他														
非 行	ぐ 犯	3	5		1	1			1		1		(1)	(1) 12	67.0 14.3
	触 法			1	1									2	
育 成	不 登 校														
	性格行動					2								2	23.0
	そ の 他														
保健・その他															
計		6	(3) 10	(1) 10	10	(1) 10	2	5	(1) 2	1	(2) 1		(4) 3	(12) 60	(53.7) 22.2

														西部児相	
児相別	日数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上	計	1人当たり平均 (日)
養護	児童虐待	(2) 7	(4) 3	(4) 9	4	2	(2) 9	4	1		4	(1) 1	(8) 19	(22) 63	(73.7) (45.0)
	その他	(11) 24	(3) 11	(5) 14	(3) 2	2	(3) 1	(4) 3	1		(2) 3	4	(8) 11	(39) 76	(45.9) (30.0)
心身障害	知的障害														
	発達障害														
	その他														
非行	ぐ 犯	(2) 20	5	3	(1) 1	(2) 1	1	2			2		3	(5) 38	(13.6) (18.8)
	触 法	3	1	2	2				1				3	12	(22.5)
育成	不登校														
	性格行動	(3) 5	(2) 4	6	3	3	1						(1) 2	(6) 24	(18.5)
	その他														
保健・その他															
計		(18) 59	(9) 24	(9) 34	(4) 12	(2) 8	(5) 12	(4) 9	(1) 3		(2) 9	(1) 5	(17) 38	(72) 213	(50.3) 30.7

東部児相															
児相別	日数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上	計	1人当たり平均 (日)
養護	児童虐待	(4) 14	(5) 14	(1) 14	5	(1) 5	(3) 12	1	(1) 1	1	1	4	(3) 14	(18) 86	(33.4) (27.6)
	その他	(11) 43	(7) 16	(3) 7	(5) 10	(1) 6	(1) 5	(2) 3	(4) 3	2	5	2	(8) 18	(42) 120	(27.0) (26.2)
心身障害	知的障害														
	発達障害														
	その他														
非行	ぐ犯	15	7	1	3	(2) 2	(1) 2				1		(2) 8	(5) 39	(51.6) (24.4)
	触法	2		(1)										(1) 2	(15.0) (2.0)
育成	不登校														
	性格行動	(1) 6	(1) 2	3	1	1	1	1	(1) 1	1	1		1	(3) 18	(18.0) (19.4)
	その他														
保健・その他															
計		(16) 80	(13) 39	(5) 25	(5) 19	(4) 14	(5) 20	(2) 5	(5) 4	(1) 4	8	6	(13) 41	(69) 265	(29.9) 25.7

表 2 1

月別一時保護児童の状況（延人員）

（単位：人）

月別 児相別	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	計	1 日 当たり	
中央児相	(173) 284	(186) 451	(193) 494	(238) 445	(175) 589	(160) 471	(256) 624	(231) 571	(260) 422	(119) 404	(119) 273	(197) 182	(2307) 5, 210	(6. 3) 14. 3	
	中央	284	451	489	430	546	433	596	543	382	360	252	182	4, 948	13. 6
	東部			5	15	43	38	28	28	40	44	21		262	0. 7
北部児相	(39) 23	(40) 51	(43) 153	(31) 71	(97) 50	(119) 115	(63) 194	(35) 181	(27) 280	(25) 122	(116) 128	(184) 240	(819) 1, 608	(2. 2) 4. 4	
	中央	22	51	153	71	24	110	194	181	280	122	94	232	1, 534	4. 2
	東部	1				26	5					34	8	74	0. 2
西部児相	(224) 353	(282) 409	(212) 334	(278) 624	(365) 469	(329) 423	(310) 437	(234) 425	(305) 605	(230) 761	(242) 625	(372) 589	(3383) 6, 054	(9. 3) 16. 6	
	中央	344	388	310	530	455	398	437	356	478	589	469	484	5, 238	14. 4
	東部	9	21	24	94	14	25		69	127	172	156	105	816	2. 2
東部児相	(133) 532	(163) 515	(187) 599	(171) 547	(186) 536	(277) 779	(252) 775	(161) 543	(112) 530	(123) 591	(128) 550	(67) 777	(1960) 7, 274	(5. 4) 19. 9	
	中央	26	10			17	14	25	60	62	36	21	25	296	0. 8
	東部	506	505	599	547	519	765	750	483	468	555	529	752	6, 978	19. 1
計	(569) 1, 192	(671) 1, 426	(635) 1, 580	(718) 1, 687	(823) 1, 644	(885) 1, 788	(881) 2, 030	(661) 1, 720	(704) 1, 837	(497) 1, 878	(605) 1, 576	(820) 1, 788	8, 469 20, 146	(23. 2) 55. 2	
	中央	676	900	952	1, 031	1, 042	955	1, 252	1, 140	1, 202	1, 107	836	923	12, 016	32. 9
	東部	516	526	628	656	602	833	778	580	635	771	740	865	8, 130	22. 3

(注) ① () 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続した児童及び次年度へ継続した児童を含む

表 2 2

一時保護児童受診の状況

（単位：人）

区分	小 児 科	内 科	整 形 外 科	外 科	耳 鼻 科	精 神 科	婦 人 科	皮 膚 科	眼 科	歯 科	諸 検 査				計
											医 学 診 断	性 病	検 便	そ の 他	
中央 児相	185	1	2	5	22	87	11	34	7	75	2	2	11	25	469
東部 児相	147	7	8		5	30	4	14	7	13			23	23	281
計	332	8	10	5	27	117	15	48	14	88	2	2	34	48	750

(注) 「諸検査その他」は健康診断時の検尿・血圧検査・身体測定の数

表 2 3

「こどもホットライン 2 4」電話相談等の状況（全県分）

（表23-1）相談種別受付状況

（単位：件）

種 別	養 護	保 健	心 身 障 害						非行		育 成				そ の 他	計
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
中央	174	72					1	18	13	1	83	21	47	950	108	1,488
北部	84	12						3	2		10	5	11	230	15	372
西部	34	17						7	8		24	14	12	181	57	354
東部	154	42						9	6		23	6	14	398	41	693
計	446	143					1	37	29	1	140	46	84	1,759	221	2,907

（注）（ ）書きは、夜間電話相談（午後8時30分～午前8時30分）の再掲

（注）相談処遇状況はすべて助言指導

（表23-2）「こどもホットライン 2 4」相談電話受信状況

（単位：件）

処理状況	相談受理	児童相談所 へ引継	児童以外 (18歳以上等)	いたずら	わいせつ	無言	計
件数	2,907	861	2,105	1	2	654	6,530

（表23-3）児童相談所引継内訳

（単位：件）

引継場所	中央	北部	西部	東部	計
件数	313	181	255	108	857

（表23-4）電話転送状況

（単位：件）

転送元	中央	北部	西部	東部	虐待対応ダイヤル (189)	計
件数	264	56	106	170	201	797

参考

(表23-5) メール相談の状況（全県分）

(単位:件)

処理月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央	2		3	2			1	1	1		2	1	13
北部													
西部	1			1									2
東部		1	2			1							4
計	3	1	5	3		1	1	1	1		2	1	19

参考

(表23-6) LINE相談の状況（全県分）

(単位:件)

処理月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央	3	8	6	12	11	7	4	9	8	6	8	1	83
北部	1	3	1	2		1		1		2	3	1	15
西部	2	2	1	7		2	5	7	3	10	4		43
東部	2	5	2	2		3	1	3	1	1	5	1	26
計	8	18	10	23	11	13	10	20	12	19	20	3	167